

判例六法 平成三〇年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日平成二九年九月一日までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成三〇年一月二日から平成三一年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三一年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成二九年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成三〇・六・一までに施行」などと表記していますが、施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

平成二九年九月一日

六法編集室

凡 例

〔内容現在〕平成二九年九月一日

〔掲載内容〕判例六法平成三〇年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕平成三〇年一月二日から平成三一年三月三十一日まで（平成三一年四月一日以降

のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。

ただし判例六法と同一の部分については、略などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法令一覧〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目 次

公 法

○公職選挙法昭和三五法一〇〇	二
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律平成一六法六三	三
○地方自治法昭和二三法六七	三
○行政手続法平成五法八〇	五
○行政不服審査法平成二六法六八	五
○土地収用法昭和二六法二一九	五

民 事 法

○家事事件手続法平成三三法五二	六
○会社更生法平成一四法一五四	六

刑 事 法

○刑事訴訟法昭和三三法一三三	七
----------------	---

産 業 法

○金融商品取引法昭和三三法二五	九
-----------------	---

○公職選挙法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定
 改正法令一覧
 ・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八・二九・法九四）本則（条）平成〇〇・六・一まで施行
 ・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二九・六・二）法六六（本則）平成三〇・三・一施行

（在外選挙人名簿）

- ① 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ② 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ③ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ④ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ⑤ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ⑥ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

（在外選挙人名簿の被登録資格）

- ① 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ② 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ③ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ④ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ⑤ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ⑥ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

（改正により追加）

- ① 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ② 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ③ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ④ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。
- ⑤ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。
- ⑥ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

① 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

② 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

③ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

④ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑤ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑥ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑦ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑧ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑨ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑩ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑪ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑫ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑬ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑭ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑮ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑯ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑰ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑱ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

⑲ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

⑳ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

㉑ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

㉒ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

㉓ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

㉔ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

㉕ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

㉖ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

㉗ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

㉘ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

㉙ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

㉚ 選挙を行う場において必要であるときは、在外選挙人名簿の抄本（項）の規定により複製し、在外選挙人名簿を調整している市町村の選挙管理委員会においては、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項は当該事項を記載した書類（以下同じ）を用いることができる。

定信書便事業者若しくは同第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同第二条第二項に規定する信書便による送付（要し日数を除く。）と並び替えるものとする。

② 前項の規定による申請を、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に關し当該申請を行う者の住所を管轄する領事官（当該領事官を申請し当該申請を行う者の住所が困難である地域として総務省令で定める地域にあつては、総務省令で定める者。以下この條において同じ。）を経由しななければならない。

③ 次の場合における領事官は、政令で定めるところにより、次の場所に掲げられた当該官舎のある日曜後、かつ、第一項の規定による申請書をその申請した者が在外選挙人名簿に登録される資格に關する意見を付して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者においては、申請の時にある者のその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

④ 改正により追加

（在外選挙人名簿の登録）

第三〇の六（市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。）

新②（改正により追加）

市町村の公示又は告示の日から選挙の期日又は参議院議員の選挙の期日の規定にかかわらず、登録をせよ。改正後の③

③ 改正により追加

（在外選挙人名簿の登録に關する異議の申出）

第三〇の八（在外選挙人名簿の登録に關する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出る。）

② 第十四条第一項の規定は、前項の異議の申出について準用する。

③ 改正により追加

（在外選挙人名簿の登録に關する訴訟）

第三〇の九（第二十条第三項から第五項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に關する訴訟については、この場合において、同条第二項（前条第二項）と、第三十条の八第二項において準用する前条第二項と、七項とあるのは、七日（政令で定める場合）には、郵便又は民間事業者による信物の送達に關する法律（平成四年法律第九十九号）第二十六条に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特

定信書便事業者若しくは同第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同第二条第二項に規定する信書便による送付（要し日数を除く。）と並び替えるものとする。

② 前項の規定による申請を、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に關し当該申請を行う者の住所を管轄する領事官（当該領事官を申請し当該申請を行う者の住所が困難である地域として総務省令で定める地域にあつては、総務省令で定める者。以下この條において同じ。）を経由しななければならない。

③ 次の場合における領事官は、政令で定めるところにより、次の場所に掲げられた当該官舎のある日曜後、かつ、第一項の規定による申請書をその申請した者が在外選挙人名簿に登録される資格に關する意見を付して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者においては、申請の時にある者のその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

④ 改正により追加

（文書圖面の頒布）

第四二条（衆議院比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙票のために使用する文書圖面は、次の選挙に規定する通常票若びに第号から第号まで及び第五号から第七号までに規定する通常票若びに第号から第号まで及び第五号から第七号までに規定するビラについては、頒布することができる。）

① 一三（略）

四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人につき、通常票書 八千枚

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人につき、通常票書 三万五千枚、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た種類以内のビラ、通常票書の議員の選挙の場合には、候補者一人につき、通常票書 四千枚

六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人につき、通常票書 八千枚、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た種類以内のビラ、一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人につき、通常票書 二千枚

⑤（略）

⑥ 第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければならない。

⑦ 第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会、参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、以下この項にお

いて同じの定めるところにより、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に交付する証紙を貼らなければならない場合がある。）

⑧ 第一項第一号から第五号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ二九・七センチメートル、幅一四・一センチメートル、七・七センチメートルを超えてはならない。

⑨ 第一項第一号から第二号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号のビラにあつては、当該参議院名簿登録に係る参議院名簿届出政改票の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては、当該候補者届出政改票の名称及び同項のビラにあつては、当該参議院名簿届出政改票の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。）

⑩ 都道府県知事の選挙については、都道府県は、市長の選挙については、市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第一号及び第五号及び第七号のビラの作成について、無料とすることができる。）

⑪（略）

有効な改正前規定（地方自治法）

責任の有無及び賠償を決定することを求め、その決定に基づき、期限をめて賠償を命じなければならない。

④ 第二百四十二条の第二項第四号ただし書の規定による訴訟については、賠償の命ずる判が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監督及び決定を求めることを要しない。

⑤ 略

⑩ 第二百四十二条の第二項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い、第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。

⑪ 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

⑫ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

新⑬ 改正により追加

⑬ 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。（改正後の⑤）

⑭ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

⑮ 改正により追加

⑯ 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。（改正後の⑤）

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第四四条の四① 略

② 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

④ 改正により追加

（機関等の共同設置）

第二五条の七① 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において、議会事務局）と、委員、同条第三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関（第五十六條第一項に規定する行政機関、第五十八條第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において、委員会事務局）という。普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第二百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

② 略

③ 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は、第三項の場合にこれを準用する。

（議会事務局等の共同設置に関する準用規定）

第二五条の二一三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について準用する。

（指定都市の権能）

第二五条の一九①（柱書略）

一一一 略

一二 改正により追加

一三 略

② 略

（外部監査契約）

第二五条の二七① 略

② この法律において、包括外部監査契約とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

（外部監査人の協力の協力）

第二五条の三一① 略

② 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員、事務局長、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

③ 略

（包括外部監査契約の締結）

第二五条の三六① 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、連やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

新② 改正により追加

② 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。（改正後の③）

③ 第一項の規定により包括外部監査契約を締結する場合において、包括外部監査対象団体は、連続して四回、同一の者と包括

外部監査契約を締結してはならない。（改正後の④）

⑦ 略 改正後の⑤→⑧

○行政手続法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三一
法四）附則二九条一号（平成三〇・四・一施行）

（適用除外）

第二案①（往書略）

一五（略）

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、取税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員、当該法令においてその職員とみなされる者を含む）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

②③（略）

○行政不服審査法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三一
法四）附則二九条二号（平成三〇・四・一施行）

（適用除外）

第七案①（往書略）

一六（略）

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、取税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員、当該法令においてその職員とみなされる者を含む）、財務局長又は財務支局長がする処分

②（略）

○土地収用法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八・一・一六法七六）附則九条一号（平成三〇・一・一五）までに施行

・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二九・五・一二法二六）附則七条一号（平成三〇・四・一施行）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第二案（往書略）

二一・二九（略）

三十一 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営（三十一・三十四（略））

三十四 二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十二号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設（三十四の三・三五（略））

○家事事件手続法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二九・六・二）法六九（附則五条（平成三〇・六・一）まで）施行

別表第一第二十九條 第一百六條 第一百八條 第一百二十八條

第一百二十九條 第一百三十六條 第一百三十七條 第一百四十五條 第一百四十八條 第一百五十條 第一百五十九條 第一百六十二條 第一百六十四條 第一百六十五條 第一百六十七條 第一百六十八條 第一百七十六條 第一百七十七條 第一百八十二條 第一百八十八條 第一百八十九條 第一百九十一條 第一百九十八條 第二百一十條 第二百一十七條 第二百一十五條 第二百二十七條 第二百三十二條 第二百三十四條 第二百四十一條 第二百四十四條（関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
	成年後見の項から性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の項まで（略）	
	児童福祉法	
百二十七	都道府県の措置に ついての承認	児童福祉法第二十八條第一項第一号及び第二号ただし書
百二十八	略	略
百二十八の二	項（改正により追加）	
	生活保護法等の項から中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の項まで（略）	

○会社更生法

平成三〇年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地方税法及び航空機燃料課税法の一部を改正する法律（平成二九・三・三）法二（附則四條（平成三〇・四・一）施行）
 ・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三）法四（附則 三五條（平成三〇・四・一）施行）

更生債権等の免責等

第一〇四條①（註書略）

四 租税等の請求権（其対象外租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四條第一項（地方税法（昭和十五年法律第二百一十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

②③（略）

有効な改正前規定（刑事訴訟法）

第三二条の二「ビデオ方式による証人尋問調査の証拠能力」

① 被害事件又は他の事件の刑事手続において第五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

② ③ 略

新四章（第三五〇条の二―第三五〇条の五）改正により追加

第四章 即決裁判手続（改正後の第五章）

第一節

第三五〇条の二・第三五〇条の三 略 改正後の第三五〇条の二六・第三五〇条の二七

第二節

第三五〇条の四―第三五〇条の七 略 改正後の第三五〇条の一八―第三五〇条の二二

第三五〇条の八「即決裁判手続による審判の決定」（住吉略）

一 第三百五十条の（第二項又は第四項の同意が撤回されたと

き。

二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかったとき、又はその同意が撤回されたとき。

三・四 略

改正後の第三五〇条の二三

第三五〇条の九 略、改正後の第三五〇条の二三

第三五〇条の一〇「公判審理の方式」① 第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十六条、第二百九十条、第二百九十一条及び第二百九十二条から第二百九十七条までの規定は、これを適用しない。

② 略

改正後の第三五〇条の二四

第三五〇条の一「即決裁判手続による審判の決定の取消し」

① 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一―四 略

② 前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたとき

きは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。
改正後の第三五〇条の二五

第三五〇条の二「公訴取消しによる公訴棄却と再起訴」即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げられる場合に該当することを理由とするものを除く）があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第一号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。（改正後の第三五〇条の二六）

第二節

第三五〇条の三「伝聞証拠排斥の適用除外」第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第二百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。（改正後の第三五〇条の二七）

第四節

第三五〇条の四「即日判決の要請」裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。（改正後の第三五〇条の二八）

第三五〇条の五 略、改正後の第三五〇条の二九

第四六一条の一 改正により追加

第四六三条「通常の審判」① 前条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると判断するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。

② 検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

③ ④ 略

有効な改正前規定（金融商品取引法）

縮役及び仮執行役を含む）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは役員であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融公社の代表者若しくは役員、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一一二七（略）